



茂木町での

善光会ボランティア活動



栃木県・茂木町社会福祉協議会
事務局長 斉藤和憲

1. 善光会ボランティア活動開始 ～平成22年(2010年)

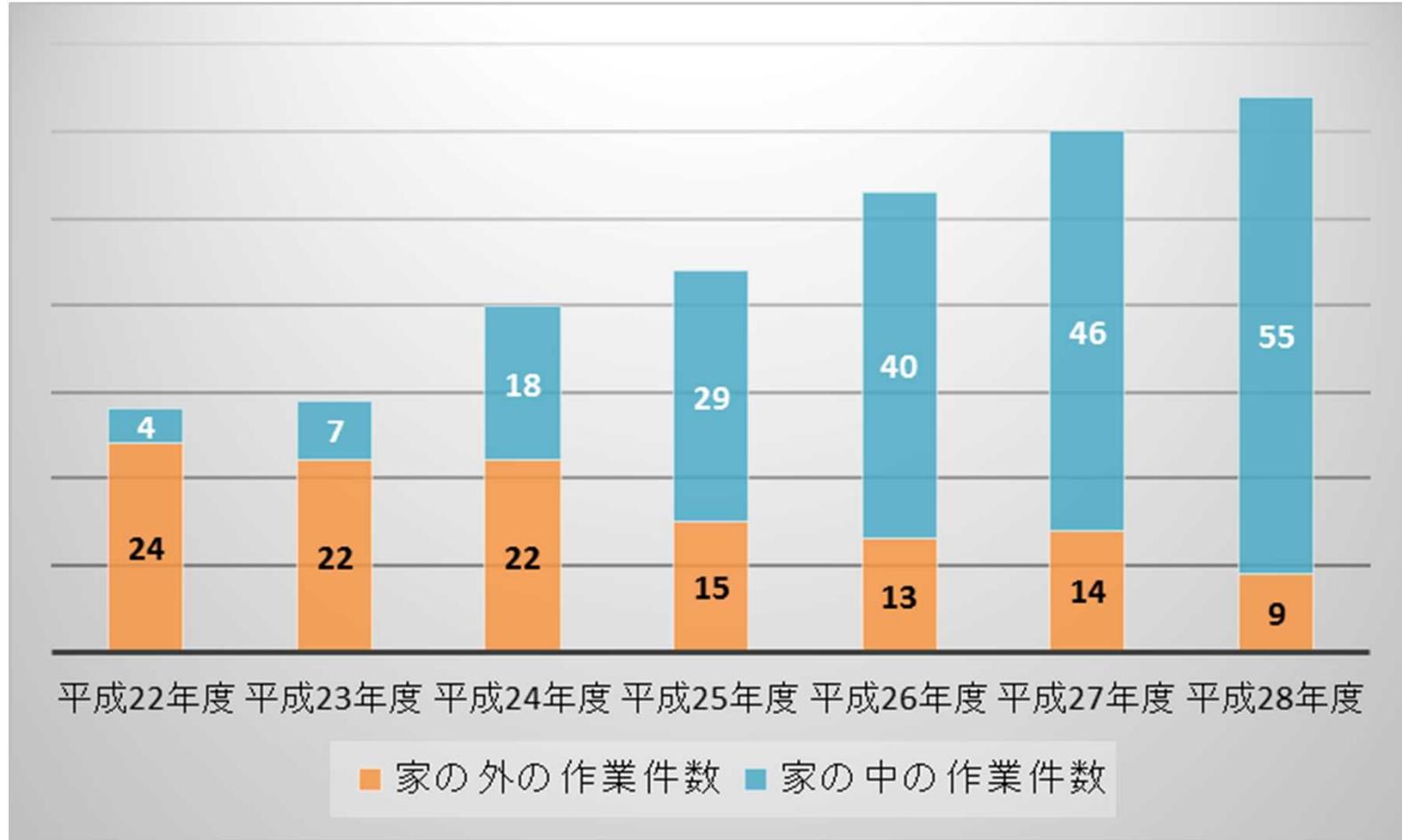
(1) 善光会ボランティア活動の経緯

- ① 社協が窓口となって受け入れ
- ② 善光会という法人の確認
- ③ 町で初めての家事支援活動
- ④ 不信から信頼へ

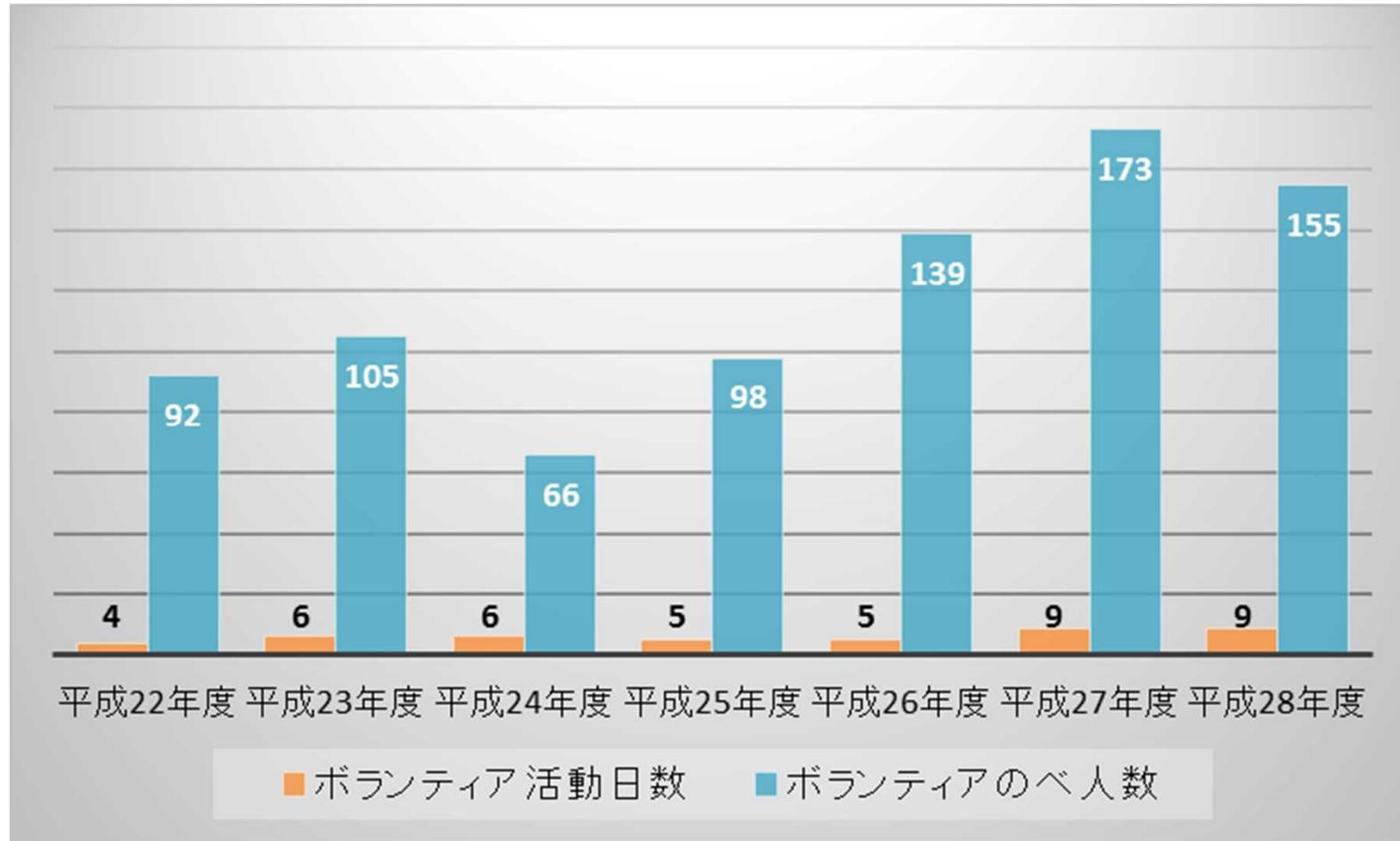
(2) 善光会ボランティア活動で社協が果たす役割

- ① 町外から来たボランティアが家の中で活動できる環境づくり
- ② 事前の要望調査と事後の活動評価

善光会ボランティア活動の作業傾向



善光会ボランティア活動の年間日数と人数



2. 茂木町の概況

(1) 位置・地形

- ◇ 栃木県南東端、茨城県との県境
- ◇ 那珂川が北部を流れる
- ◇ 南北27km、東西15km、面積172km²
- ◇ 7割が山林で、

里山に集落が点在する(124の行政区)



(2) 人口

◇ 人口減少が続く

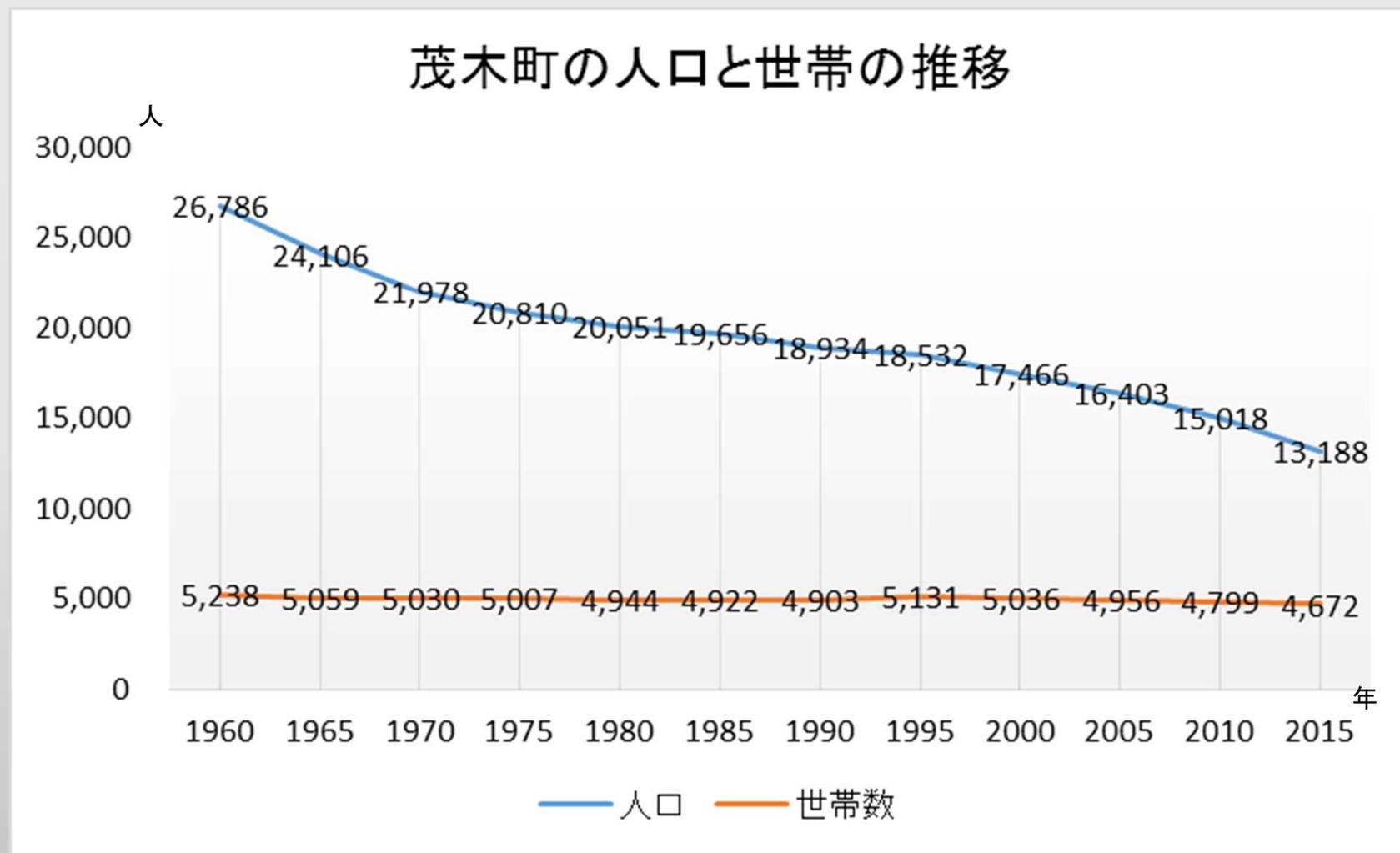
平成29年9月1日現在

人口 12,630 人

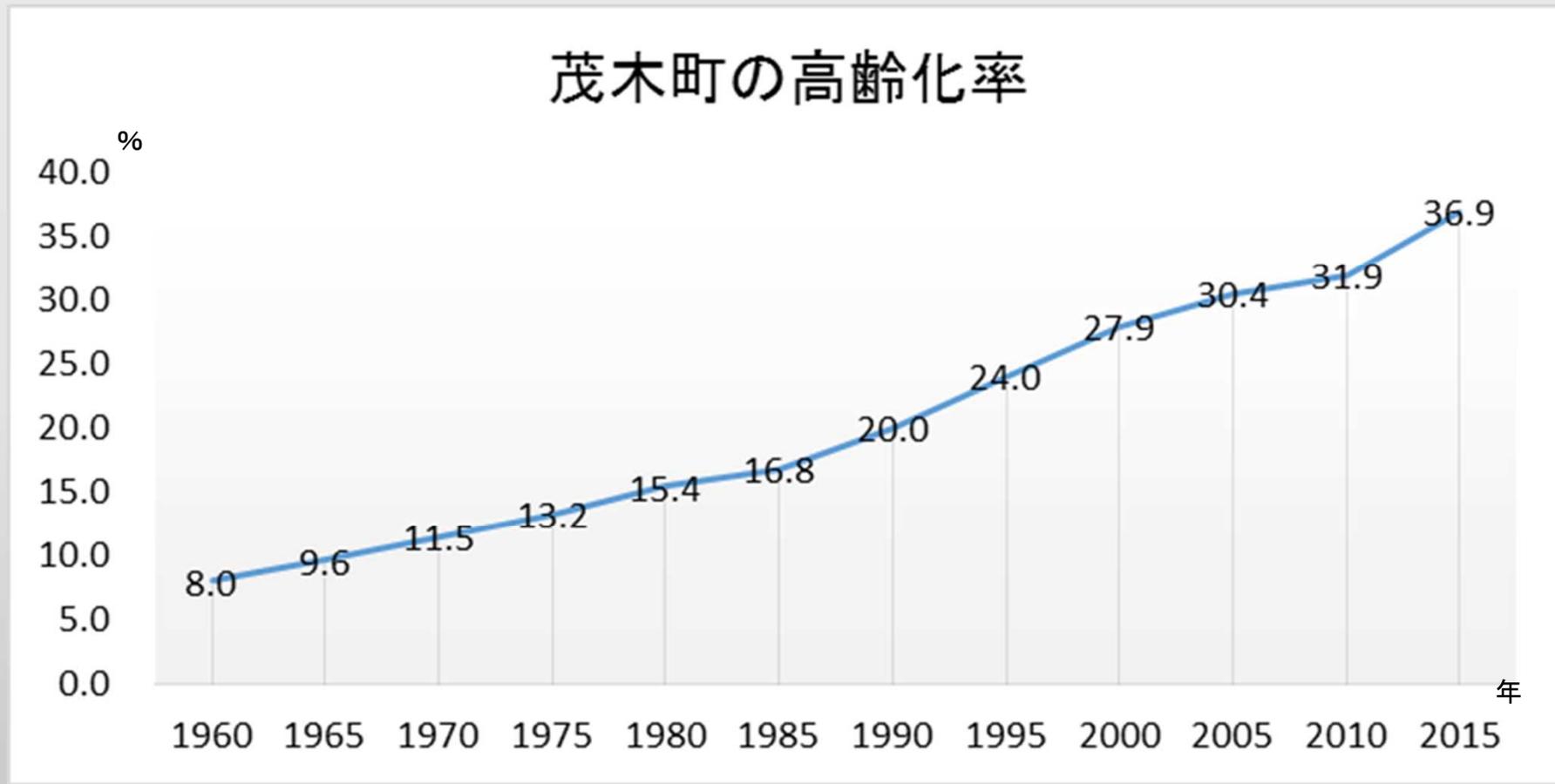
男性 6,177 人

女性 6,453 人

世帯 4,552 世帯



◇ 高齢化率、栃木県1位



2016年10月：栃木県毎月人口調査 38.2%

3. 平成22年前後の地域福祉活動

(1) 見守りネットワーク化推進事業

① 事業内容

- ・基本情報の管理と、日常の見守りにより得た情報の加除
- ・見守り体制の確立のためボランティア団体の連絡会議設置(年4回)

※ 町との連携、民生委員との連携、ボランティアとの連携

平成24年度から町単独の「見守り事業」として、町から社協が受託

- ② 日常の見守りを非常時に生かす体制づくり
- ③ 見守りから得た要望を支援活動へつなげる
- ④ 対象を「生活に困っている世帯」とする

(2) 配食サービス事業開始

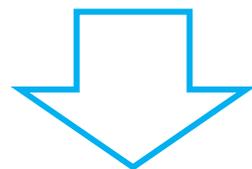
～ボランティア活動から事業化へ(あくまでも見守りを中心とした事業に)

- ① 要望調査の結果、「必要だ」という声が多く、事業化へ
- ② 配食サービス事業立ち上げのため、ふるさと雇用再生特別基金事業の活用 ～ 平成22年度、平成23年度
- ③ NPO法人として社協から独立した事業へ
平成24年度から町単独事業「高齢者配食サービス事業」
- ④ 生活支援事業へ事業拡大
起業支援型地域雇用創造事業(平成25年10月～平成27年3月)
「高齢者世帯を対象とした簡易家事代行サービス事業」
→ 平成27年4月から町単独事業へ

4. 善光会方式での日常的支援に向けて

(1) 善光会方式

- ◇ 訪問して要望を聞いて合意のうえ支援内容を決める。
- ◇ 支援対象世帯に寄り添った支援内容。
- ◇ 自立した日常生活ができるための支援をしていく。



日常的支援を目指して

(2) 限られた資源の有効活用

- ① 善意の登録
- ② 有償ボランティアの養成
- ③ 提案型支援

◎ サービスの循環への模索

◇ 善意の登録

物・人・資金・技術…の登録

(登録事項、活用方法を社協が提示していく)

◇ 支援者のスキルアップと意識の高揚のための講座

簡易家事援助ボランティア養成講座(プロの技術と心を養う)

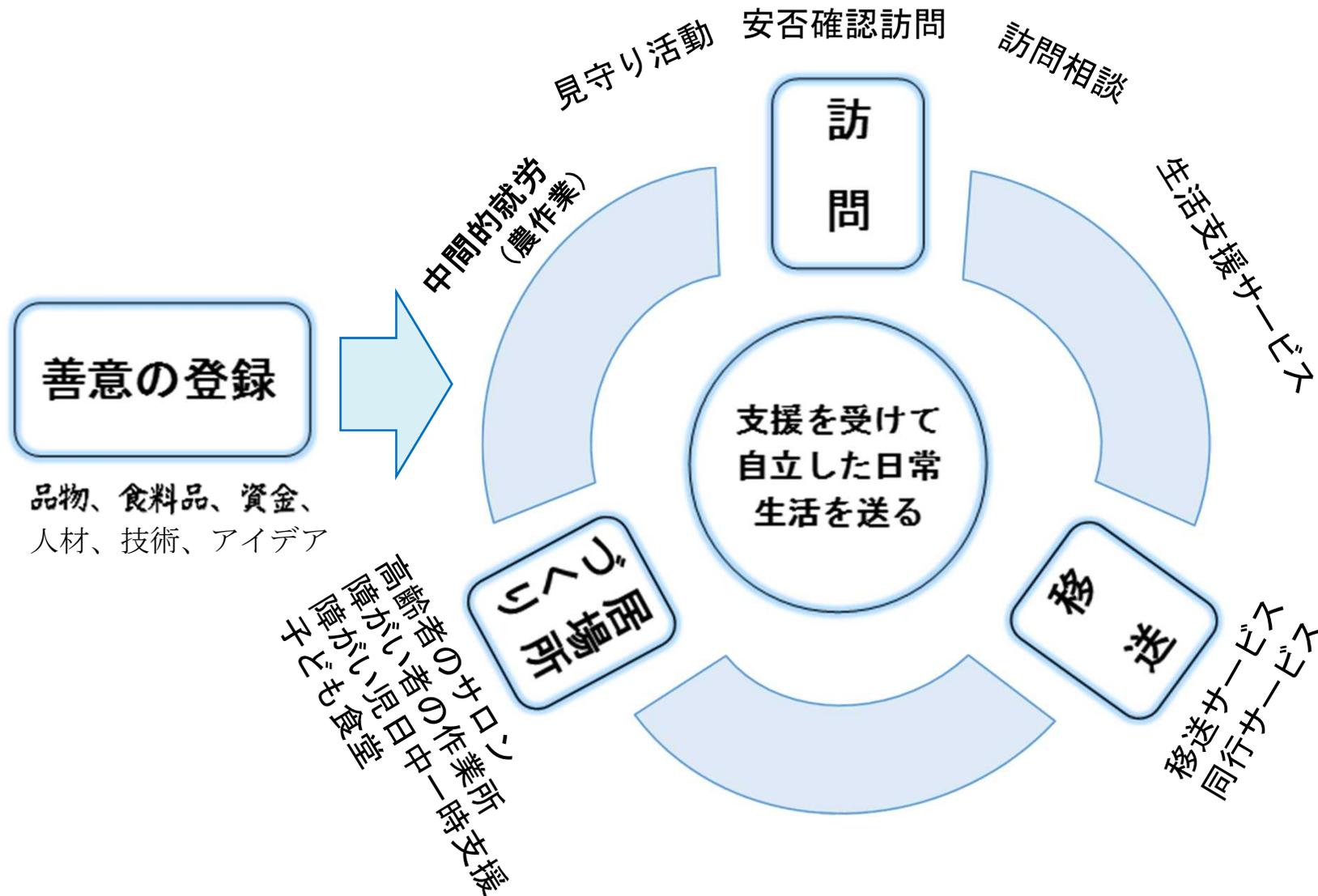
◇ 支援者の範囲の拡大(昼間人口、通過人口、町外応援団)

- ・ ボランティア連絡協議会

(ボランティア団体のほか、金融機関、高校等が加入し活動)

- ・ 善光会

◎ 自立した日常生活を送るための連動した支援体制づくり



5. これからの生活支援事業

～ 支援対象世帯の順位付けと提案型支援

(1) 積極的支援(指導＋大規模改善支援)

対象世帯…抜本的な生活改善をしていかないと自立生活につながっていない世帯について、社協からの生活指導を取り入れて改善を進め、自立生活のためのスタートラインに立つことに合意した世帯。

支援方法…①善光会ボランティア活動の活用 ②事業者や有償ボランティアによる大規模改善支援 ③日常生活支援事業等権利擁護事業の活用

(2) 日常自立生活支援(指導＋提案＋ふれあいサービス)

対象世帯…積極的支援である大規模改善までは必要ないが、社協の継続的指導と社協の提案する継続的な生活支援を受け入れることを合意した世帯。

支援方法…自立した日常生活となる支援。①ふれあいサービス(簡易家事援助) ②ふれあい収集 ③配食サービス ④移送サービス ⑤ふれあい・いきいきサロン ⑥善意の登録を活用した現物支給 ⑦あすてらす等権利擁護事業の活用

(3) 単発的支援(ふれあいサービス)

対象世帯…基本的な対象基準世帯の中で、自立した生活を送っている世帯。本人から必要に応じて単発的に支援の申請があるものについて、社協で必要と認めた支援内容について対応する。

支援方法…本人からの申請により、支援内容については日常自立生活支援と同じ。

見守りを中心とした生活支援事業（平成28年度実績）

日常の見守り活動

(1) 自宅を訪問しての見守り

① 日常の見守りボランティア等による安否確認のための訪問

・見守り対象者132人、ボランティア69人。

② 各種福祉サービス要望調査のための訪問

③ 配食サービス、ふれあい収集、ふれあいサービス等の要望調査と申請、ふれあい広場、おせち料理希望調査のための訪問。

④ 季節の事業

・10月初旬におはぎ持って、75歳以上のひとり暮らしとその他(生活困窮者世帯、障がい者世帯)342件を訪問。

・12月31日に、おせち料理の配付を、85歳以上のひとり暮らし125件、85歳以上のみの高齢者世帯37件、その他20件、合計182世帯を訪問。

・1月下旬から2月初旬に赤飯としもつかれを持って、75歳以上のひとり暮らしとその他(生活困窮者世帯、障がい者世帯)376件を訪問。

⑤ 配食サービス事業

- ・昼食の弁当を配達することを通して、高齢者の日常的な見守りと安否確認をする事業。NPO法人茂木町配食サービスセンターへ業務委託。対象は、65歳以上のひとり暮らし、65歳以上のみの高齢者、昼間65歳以上の人だけになる世帯、その他、必要と認められた世帯。配食希望登録者828件、実利用者266件、年間配食件数16,439件。

⑥ ふれあい収集

- ・指定されたゴミステーションに、自ら家庭ゴミを持ち出すことが困難な高齢者等で、家庭ゴミを持ち出すときに協力を得ることができる親族や近隣の住民等がいない場合の、75歳以上のひとり暮らし、75歳以上のみの高齢者世帯、その他、自ら家庭ゴミを持ち出すことが困難と認められる家庭。対象となるゴミは、資源ゴミ、可燃ゴミ、不燃ゴミ(コンテナ1個に入る程度の物)。登録料500円、利用料は無料。NPO法人茂木町配食サービスセンター(家事援助部門)に業務委託。160世帯が登録し、登録世帯には、1～2か月に1回、定期的に地区割りして収集。

⑦ ふれあいサービス (平成29年度に日常自立支援に向けて改正)

- ・80歳以上のひとり暮らしと、80歳以上のみの高齢者世帯、その他、家事を十分に行うことが困難な世帯を対象に、「ふれあいサービス利用券」を配付。この利用券で、簡単な家の手伝いを頼むことができる事業。ふれあいサービスの内容は、おおむね一人で1時間以内の次の作業。自宅内の整理・整頓、自宅の周りの手入れ、自宅内の軽微な修繕、その他、日常生活上必要な簡易に援助できること。利用料金は、援助時間内の場合には無料。援助内容によって、材料費等がかかる場合は実費負担。年3回、対象者1,161世帯に配付し、第1回目(7月～9月)39件利用。第2回目(10月～1月)43件利用。第3回目(2月～3月)51件利用。

⑧ 外部ボランティア

- ・社会福祉法人善光会による簡易家事援助、64件。

(2) 対象者が外出し、人との交流をしての見守り

①ふれあい広場

- ・70歳以上のひとり暮らしと、各地で実施しているふれあい・いきいきサロン参加者を、地域の公民館などに招待して会食会。731人に呼び掛け、536人招待者、支援者参加。

②ふれあい・いきいきサロン

- ・10か所で、10人～30人規模で月1回程度開催。
- ・社協で立ち上げ支援中 3か所

③もてぎふれあいの家

- ・町内の空き店舗を利用して、ボランティアグループ「もてぎふれあいの家」(会員72人。前身は、社協が事務局となって立ち上げた「介護家族の会」)が、地域での支え合いにより、元気で生きがいのある生活ができ、高齢者の孤立防止や介護予防となる安心できる居場所づくりをする目的で開設。利用できる日時は、月曜日、水曜日、金曜日の午前10時から午後4時まで。開設時間には、会員2人が常駐。使用料は、無料。
- ・平成28年度の活動状況。185日開設して、利用者数1,180人。その他の活動として、1,117人。

災害時要援護者支援に備えて日常の見守り活動を非常時に活用できるための訓練

(1) 非常時に備えての訓練

① 8月5日、町民防災の日、要援護者見守り訓練

- ・平成28年8月5日に、75歳以上ひとり暮らし安否確認訓練を199人のボランティアにより、対象者335件の安否確認を実施。

② 3月11日あの日を忘れない要援護者見守り訓練

- ・平成29年3月11日、75歳以上ひとり暮らし安否確認を78人のボランティアにより、対象者110件の安否確認を実施。
3月11日前後に合わせて429件の安否確認を実施。

(2) 災害時での安否確認・・・風水害が発生したときの要援護者の安否確認

- ・8月17日 28件、8月22日 38件、8月23日 39件、8月29日 39件、8月30日 35件、9月7日 39件、9月8日 39件の合計257件の大雨、台風前・後の安否確認を実施。